

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3249号から第3251号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら} 松村 ^{まさお} 雅生）は、本日、次の3件の答申を行いました。

答申第3249号では、横浜市長が行った保有個人情報一部開示決定及び保有個人情報不開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3250号では、横浜市人事委員会が行った一部開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3251号では、横浜市長が行った保有個人情報一部開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「保護台帳」の保有個人情報一部開示決定及び「・査察指導台帳 ・ケース診断会議」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3249号】

- (2) 「人調第895号の起案資料」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3250号】

- (3) 「西区子ども家庭支援課が保有する特別児童扶養手当に関する請求者本人の相談記録」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3251号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3249	令和5年4月10日	令和5年5月11日	令和5年6月28日	令和5年7月28日	個人	市長
3250	令和5年8月4日	令和5年8月21日	令和5年9月7日	令和5年10月6日	個人	人事委員会
3251	令和5年9月1日	令和5年9月25日	令和5年9月26日	令和5年10月25日	個人	市長

3 対象行政文書（対象保有個人情報）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申 番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
3249	<p>「保護台帳」（以下「個人情報1」という。）、「査察指導台帳」（以下「個人情報2」という。）及び「ケース診断会議」（以下「個人情報3」という。個人情報1から個人情報3までを総称して以下「本件保有個人情報」という。）</p>	<p>保有個人情報一部開示、保有個人情報不開示</p> <p>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第78条第1項第2号に該当</p> <p>・扶養義務者の氏、住所、電話番号及び扶養義務届出書の回答内容</p> <p>(開示することにより、特定の個人が識別されるため。また、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため)</p> <p>法第78条第1項第7号に該当</p> <p>・医療機関及びその他の関係機関から得られた情報</p> <p>(開示することにより、医療機関が要保護者に関する率直な意見の提供を控えること、その他の関係機関から協力が得られなくなることが想定され、また今後の適正な指導・支援が困難になるなど、生活保護事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため)</p> <p>・生活保護担当職員の所見、訪問格付及びその根拠</p> <p>(開示することにより、今後の適正な指導・支援が困難になるなど、生活保護事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため)</p> <p>不存在</p> <p>(中区生活支援課が保有するケース診断会議及び査察指導台帳の記録を確認したところ、請求者本人に係るものを作成・取得しておらず、保有していないため)</p>	原処分妥当
3250	<p>「人調第 895 号の起案資料」（以下「本件審査請求文書」という。）</p>	<p>一部開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第5号に該当</p> <p>・検討中の論点及び当該論点に対する人事委員会の意見</p> <p>(開示することにより、人事委員会の自由かつ適正な議論に支障を及ぼすおそれがあるため)</p>	原処分妥当
3251	<p>「西区こども家庭支援課が保有する特別児童扶養手当に関する請求者本人の相談記録」（以下「本件保有個人情報」という。）</p>	<p>保有個人情報一部開示</p> <p>法第78条第1項第7号に該当</p> <p>・横浜市が行う事務に関する情報</p> <p>(開示することによって行政運営上支障を及ぼすおそれがあるため)</p>	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3249	<p>《生活保護に係る事務について》</p> <p>福祉保健センター長は、生活保護に係る申請又は通報があると、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき申請又は通報の内容及び世帯の要保護性について、要保護者の申立てや第三者の意見を聴取するとともに、要保護者の実態を把握するための調査を行い、生活保護の決定を行う。</p> <p>生活保護の決定後は、最低限度の生活を保障するだけでなく、被保護者の自立助長を図るため、被保護者一人一人の性格や環境を理解し、それに応じた積極的な助言・指導等を行っている。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>ア 個人情報1は、審査請求人に係る開始記録票である。開始記録票は、生活保護申請受理後、生活保護の開始に当たり調査した申請者の世帯状況を記録整理するものであり、世帯状況、現況、生活歴、住居の状況、収入状況、預貯金・負債の状況、その他他法の状況、扶養義務者の状況等が記載されている。</p> <p>イ 個人情報2は、本件保有個人情報開示請求書の記載から、審査請求人に係る査察指導台帳と解される。</p> <p>ウ 個人情報3は、本件保有個人情報開示請求書の記載から、審査請求人に係るケース診断会議録であると解される。</p> <p>エ 本件審査請求において、審査請求人は、不開示部分及び他に開示すべき保有個人情報の開示を求めていると解されるため、当審査会では不開示事由該当性及び対象保有個人情報特定の妥当性について判断する。</p> <p>《法第78条第1項第2号の該当性について》</p> <p>当審査会において扶養義務者の氏、住所、電話番号及び扶養義務届出書の回答内容を見分したところ、審査請求人の母の住所並びに子の氏及び住所（以下これらを「本件住所等」という。）を除く部分については、審査請求人以外の個人の住所、電話番号及び扶養義務届出書の回答内容であると認められる。これらの情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから本号本文に該当し、本号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。</p> <p>《法第78条第1項第7号の該当性について》</p> <p>ア 当審査会において医療機関等から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容を見分したところ、審査請求人の状況を調査するに当たり関係機関から協力を得て収集した情報であることが認められる。関係機関としては、これらの情報が審査請求人に開示されることは想定していないと考えられるので、開示した場合には、今後、その協力が得られなくなるなど、生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。</p> <p>イ 当審査会において実施機関の職員の所見並びに訪問格付及びその根拠を見分したところ、実施機関の職員の審査請求人に関する率直な評価、判定等を記載したものと認められる。これらの情報を審査請求人に開示すると、その認識と異なっていた場合、今後の適正な指導・援助が困難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。</p> <p>《本件住所等について》</p> <p>実施機関は、本件住所等は、審査請求人が知り得ない情報であることから、法第78条第1項第2号に該当すると主張するが、戸籍に記載されている者の直系尊属及び直系卑属は、その戸籍謄本、戸籍抄本及び戸籍の附票の写しの交付を請求できるので、この主張は認められない。</p> <p>しかし、実施機関に改めて確認したところ、審査請求人は、建物への無断侵入の事実や、</p>

答申 番号	判断の要旨
3249	<p>第三者を傷つけるおそれがあるとして警察に通報されたこともあることから、開示すると、審査請求人が訪問する等によりその母及び子の生命・身体への不法な侵害を招くおそれがあるので不開示にしたとの説明があった。</p> <p>法第78条第1項第7号ロは、「・・・地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）・・・が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」があるものを不開示情報と規定しており、人の生命、身体、財産等への不法な侵害を招くおそれがある情報もこれに含まれると解される。したがって、本件住所等はまさにこれに該当するといえ、不開示としたことは、結果として妥当である。</p> <p>《本件保有個人情報の特定及び不存在について》</p> <p>ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 個人情報1について</p> <p>a 開始記録票は、生活保護の開始時に作成するものであり、中区では個人情報1以外に作成していない。</p> <p>b 本件審査請求を受けて改めて確認したところ、特定区で作成した開始記録票を保有していることが判明したため、令和5年7月28日中生支第1502号により追加決定を行っている。</p> <p>c 審査請求人は中区及び特定区以外で生活保護の受給をしていないため、個人情報1及び追加決定を行った保有個人情報のほかに開始記録票は保有していない。</p> <p>(イ) 個人情報2について</p> <p>a 査察指導台帳は、査察指導員が現業員の業務の進行管理を行うために必要な助言や指導を記載するものであり、助言や指導が必要とならないケースにおいては作成しない。</p> <p>b 審査請求人に係る生活保護事務を行う中で事務処理の遅れ等はなく、査察指導員から現業員に対する助言や指導が必要とならなかったことから、中区においても特定区においても査察指導台帳は作成していないため、保有していない。</p> <p>(ウ) 個人情報3について</p> <p>a ケース診断会議は、組織的検討を要する事例について、組織としての判断を決定するために開催している。</p> <p>b 審査請求人に係る生活保護事務を行う中で組織的検討を要する事例はなく、中区においても特定区においてもケース診断会議は実施していないことから、ケース診断会議録は作成していないため、保有していない。</p> <p>イ 審査請求人は特定区で作成した保有個人情報の開示を求めているが、令和5年7月28日中生支第1502号により特定区で作成した開始記録票を追加で特定しているとのことであり、実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件保有個人情報の存在を推認させる事情も認められない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>
3250	<p>《人事委員会規則の改正に係る事務について》</p> <p>人事委員会規則の改正を行う場合は、任命権者からの依頼に基づき、人事委員会事務局調査課が、改正議案を附議している。当該改正議案は、実施機関の議決を経て、実施機関名で公布し施行する。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>令和4年度からの初任給決定方法の見直しの実施に伴い、「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」ほか3件の関連する規則を改正するため、人事委員会事務局調査課が改正議案を附議する旨の意思決定を行う起案文書である。</p> <p>《条例第7条第2項第5号の該当性について》</p>

答申 番号	判断の要旨
3250	<p>ア 当審査会において本件審査請求文書を見分したところ、不開示部分には当該文書の決裁時点での課題事項やそれらに対する委員の意見が記載されており、既に開示されている他の部分の記載内容から、それらが検討段階のものであることが認められる。</p> <p>イ 本件不開示部分について実施機関へ確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 検討段階のものが公になると、任命権者や職員から委員への働きかけが生じるなど、委員が発言をちゅうちょし、委員間のかっ達な意見交換ができなくなり、実施機関としての適正な判断ができず事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>(イ) また、検討段階のものが公になると、これまでやこれからの実施機関の意見に対して、職員等が不信感を持つことにつながるおそれや、採用試験を検討するものが雇用条件を不利なものとして誤解して応募をためらい、あるいは、有利なものとして誤解して採用後にトラブルとなる等、事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>ウ 審査請求人は、他の会議の会議録では課題に対する意見等を公表していると主張するが、会議の性質はそれぞれ異なるものである。少なくとも開示請求日時点において実施機関は当該検討段階の意見は公表しておらず、公にされると職員等に無用な憶測や誤解を与え、また、委員への働きかけが生じるなどで委員の自由かつ達な議論ができなくなるおそれがあるという実施機関の主張は首肯できる。</p>
3251	<p>《特別児童扶養手当関係事務について》</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）では、福祉の増進を図ることを目的に精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給することを定めている。</p> <p>横浜市において支給を受けるためには、請求者は、居住区の福祉保健センターこども家庭支援課に必要事項を記入した認定診断書及び必要書類を提出し、認定申請をする必要がある。西区に係るこれらの申請の受付及び進達事務を西区福祉保健センターこども家庭支援課で行っている。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>審査請求人の子の特別児童扶養手当に係る審査請求人の相談記録である。</p> <p>《本件保有個人情報特定の妥当性について》</p> <p>ア 審査請求人は、相談内容は相談の都度記録を作成するもので、特別児童扶養手当に係る重要な文書であるのに特定年中の相談記録が開示されていないと主張している。この点について実施機関に確認したところ、次の通り説明があった。</p> <p>(ア) 相談記録は必ず作成するものではなく、相談の内容により相談票を作成しない場合があり、本件保有個人情報の他に記録はない。</p> <p>(イ) 審査請求人が後に開示されたと主張している保有個人情報は、それは審査請求人の保有個人情報ではなく、本件開示請求の対象ではない。</p> <p>イ 当審査会において、相談業務に係るマニュアルである「こども家庭相談業務マニュアル」を確認したところ、相談記録は、ケース状況の把握・アセスメントが必要な場合に作成し、改めてケースの状況把握を最初からする必要がない場合、窓口での対応内容が主に事務手続の場合や軽微な情報提供のみの支援で終了した場合は必ずしも作成が必要ではない旨が記載されていることが認められた。</p> <p>ウ 審査請求人からは文書の存在を具体的に示す主張もなく、実施機関の説明は、不自然、不合理とまではいえず、これを覆すに足る事情も認められない。</p> <p>《法第78条第1項第7号柱書の該当性について》</p> <p>当審査会において不開示部分を見分したところ、審査請求人の家族に係る実施機関の所見が記載されていることが認められた。</p> <p>開示すると審査請求人の認識と異なっていた場合、実施機関との信頼関係が損なわれ、審査請求人及びその家族に係る子育て支援事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると</p>

答申番号	判断の要旨
3251	<p>認められ、本号柱書に該当する。</p> <p>《付言》</p> <p>審査請求人は、本件処分の一部開示決定通知書の根拠規定を適用する理由について理由付記の要件を欠いた瑕疵ある処分だと主張している。当審査会において当該決定通知書を確認したところ、その理由欄の記載内容からは、なぜ行政運営上支障を及ぼすのかが明らかであるとまではいえず、審査請求人において具体的な根拠を理解し得るものであったということとはできない。</p> <p>実施機関は、当該理由欄の記載をするに当たっては、処分の相手方が理解し得るように分かりやすく具体的に記載する等、適正に対応されたい。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

5 法令（抜粋）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（保有個人情報の開示義務）

第78条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（第1号省略）

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第3号から第6号まで省略）

(7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(イからトまで及び第2項省略)

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号から第4号まで省略）

(5) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

（アからオまで省略）

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881